

令和6年度ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞募集要領

公益財団法人 秋田県木材加工推進機構

1 趣旨

県産材の需要拡大をさらに推進するため、木材利用により付加価値が創出された木造・木質化のモデルとなる優れた建築物を選出・表彰するとともに、県民や建築関係者に向けて広く紹介し、普及啓発を図ることを目的とします。

2 主催

秋田県農林水産部林業木材産業課

3 募集期間

令和6年6月20日（木）から8月21日（水）まで（※最終日午後5時まで必着）

4 対象

秋田県内に現存し、良好に維持管理されている建築物等（以下「施設」という）で、次の条件を満たすものとします。

- (1) 木造（RC造やS造との混構造を含む）、若しくは、天井、床、壁等の内装や外壁等の外装に木材を使用している建築物、又は、木塀等の構築物の形で屋外空間に木材を使用しているもの。なお、戸建て住宅（モデルハウス等を含む）及び国や県が整備したものは除きます。
- (2) 2019（平成31）年4月1日から募集開始の前日までに竣工したもの。
- (3) 過去に何らかの賞を受賞した施設の応募は可とします。ただし、過去に本建築賞を受賞したものは不可とします（受賞していないものの応募は可）。

5 募集部門

(1) 各部門の区分

- ① 木造部門（A・B各規模で最優秀賞1点）
 - A 中・大規模：延床面積が500㎡を超えるまたは軒高が9mを超える
 - B 小規模：延床面積が500㎡以下または軒高が9m以下
- ② 木質化部門（最優秀賞1点）
- ③ リノベーション部門（最優秀賞1点）
- ④ 屋外空間部門（最優秀賞1点）

(2) 各部門の対象の詳細

- ① 木造部門
店舗・商業施設、庁舎、事務所、会議・研修施設、宿泊施設（ホテル、旅館）、観光・交流施設、学校、保育園等施設、病院・福祉施設、住宅団地等施設、スポーツ関連施設、その他（寺社仏閣、工場、倉庫等）の施設の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用したもの
- ② 木質化部門
上記①の建築物のうち、新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもの
- ③ リノベーション部門
上記①の建築物のうち、増築、模様替え、修繕等により、木材を使用して、これまでとは違う用途へ変更を行ったもの
- ④ 屋外空間部門
公園・造園・緑化、外構、街づくり等において、構築物の形で屋外空間に木

材を使用したもの

6 応募方法

- (1) 施主（建築主）、設計者及び施工者による自薦とします。
- (2) 応募者は、応募様式の「記載・添付資料等についての注意事項」を参照の上、次のものを募集期間末までに次項の応募先へ提出してください。
 - ① 応募様式(1)、(2)及び(3)の全て
 - ② 木材使用量を確認できる書類の写し
 - ③ 検査済証の写し（建築主事の確認を要する建築物の場合）
- (3) 応募作品の提出先
 - ① 郵送の場合 〒016-0876 秋田県能代市字海詠坂11番地の1
公益財団法人秋田県木材加工推進機構
TEL 0185-52-7000 Fax 0185-52-7002
 - ② メールの場合 info@mokusui.jp

7 審査及び施設説明会

本要領に基づき応募され、主催者が応募要件を満たしたと判断したものを対象に、学識経験者、木材産業関係者、行政関係者からなる審査委員会において、部門ごとに木材の使用方法、新規性、意匠性、環境への配慮、モデル性等について総合的に審査を行います。

また、主催者は審査対象となる応募施設全てについて、審査委員等を対象とした施設説明会を開催することができるものとします。

8 表彰

- (1) 表彰対象者は、建築主・設計者・施工者の三者とし、部門ごとに最優秀賞1点を表彰するほか、各部門で次点となった施設のうちから、特に優れたものについて、「ウッドファーストあきた特別賞」若干点を表彰することとし、入賞者に対して表彰状を贈ります（1施設につき1枚）。なお、応募数により、表彰数が増減する場合があります。
- (2) 各賞受賞者の表彰式を行います。

9 公表

応募作品については、表彰終了後に秋田県公式サイトやSNS等で公表します。

10 その他

- (1) 提出物は、返却しません。
- (2) 主催者が、この事業の趣旨に即して作品を掲載等に用いる場合の権利は、主催者に帰属します。
- (3) 第三者の著作権、工業所有権、知的財産権を侵害すると判断されたもの、建築基準法をはじめとする関係法令に適合していないと判断されたもの、その他本建築賞にふさわしくないと判断された場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (4) 応募作品に対する個別の審査結果に関する公表等はいりません。
- (5) 応募者の個人情報、本建築賞のみで使用することとします。

附 則（令和6年5月15日付け木機構一29）

この要領は、令和6年5月15日から施行する。